

高松市監査委員告示第5号

財政援助団体監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 妻鹿常男  
同 西岡章夫

財政援助団体監査の結果に基づく措置通知について

第1 財政援助団体監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対象団体	高松市交通安全都市推進協議会	
措置通知日	平成25年1月4日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	会計事務処理体制の整備について  資金前渡を要する経費の支出において、資金前渡の支出伺決裁を受けずに事務処理を行っている事例が見受けられたので、今後は、会計事務における審査のあり方を見直すなど、適正な事務処理体制の整備に努められたい。	資金前渡を要する経費の支出については、平成24年度から支出伺決裁を事前に受け、事務処理をした。なお、資金前渡の精算については、用務終了後に行うこととした。